

砂川市訓令第55号

令和4年9月30日

金融機関の週休制等に伴う砂川市公金取扱要綱を廃止する訓令を次のように定める。

砂川市長 善 岡 雅 文

(別 紙)

金融機関の週休制等に伴う砂川市公金取扱要綱を廃止する訓令

金融機関の週休制等に伴う砂川市公金取扱要綱（平成4年訓令第17号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和4年10月1日から施行する。